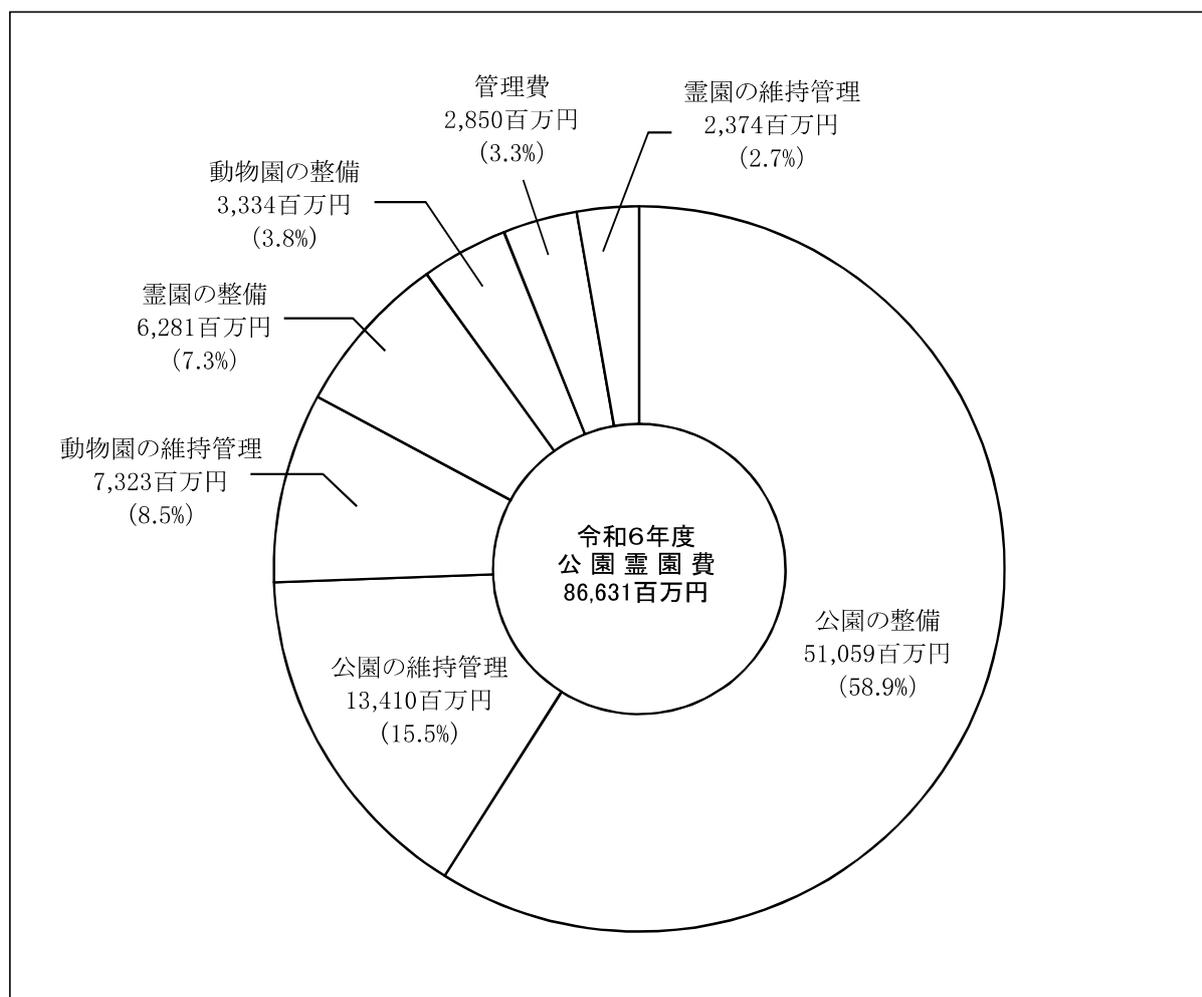
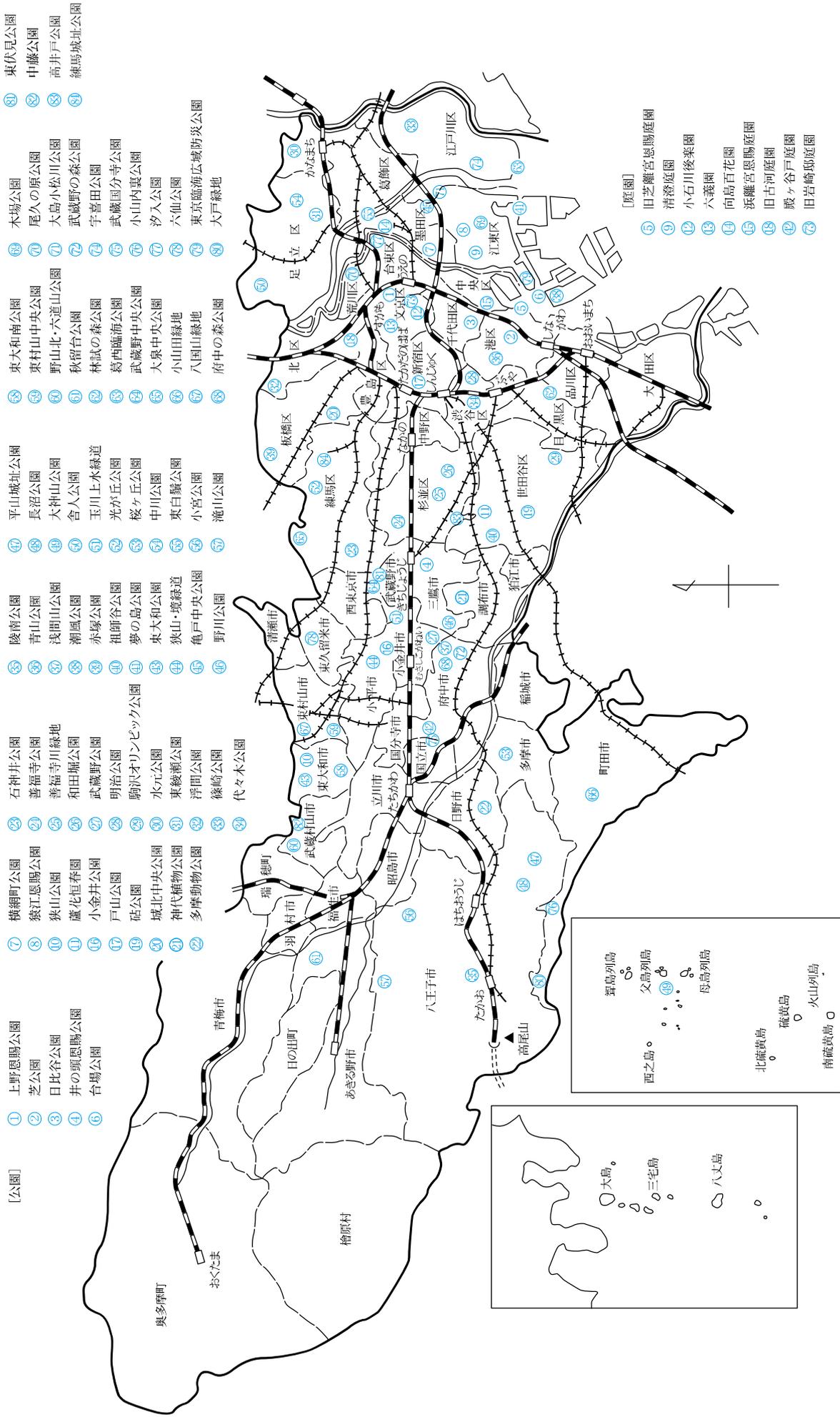


第1	あらし	(106)
第2	都市公園	(109)
第3	動物園・水族園	(117)
第4	植物園等	(120)
第5	文化財の保護	(120)
第6	霊園事業	(122)
第7	道路緑化・街路樹の充実	(127)
第8	都市緑化	(129)
第9	緑の保全	(130)
第10	その他	(131)

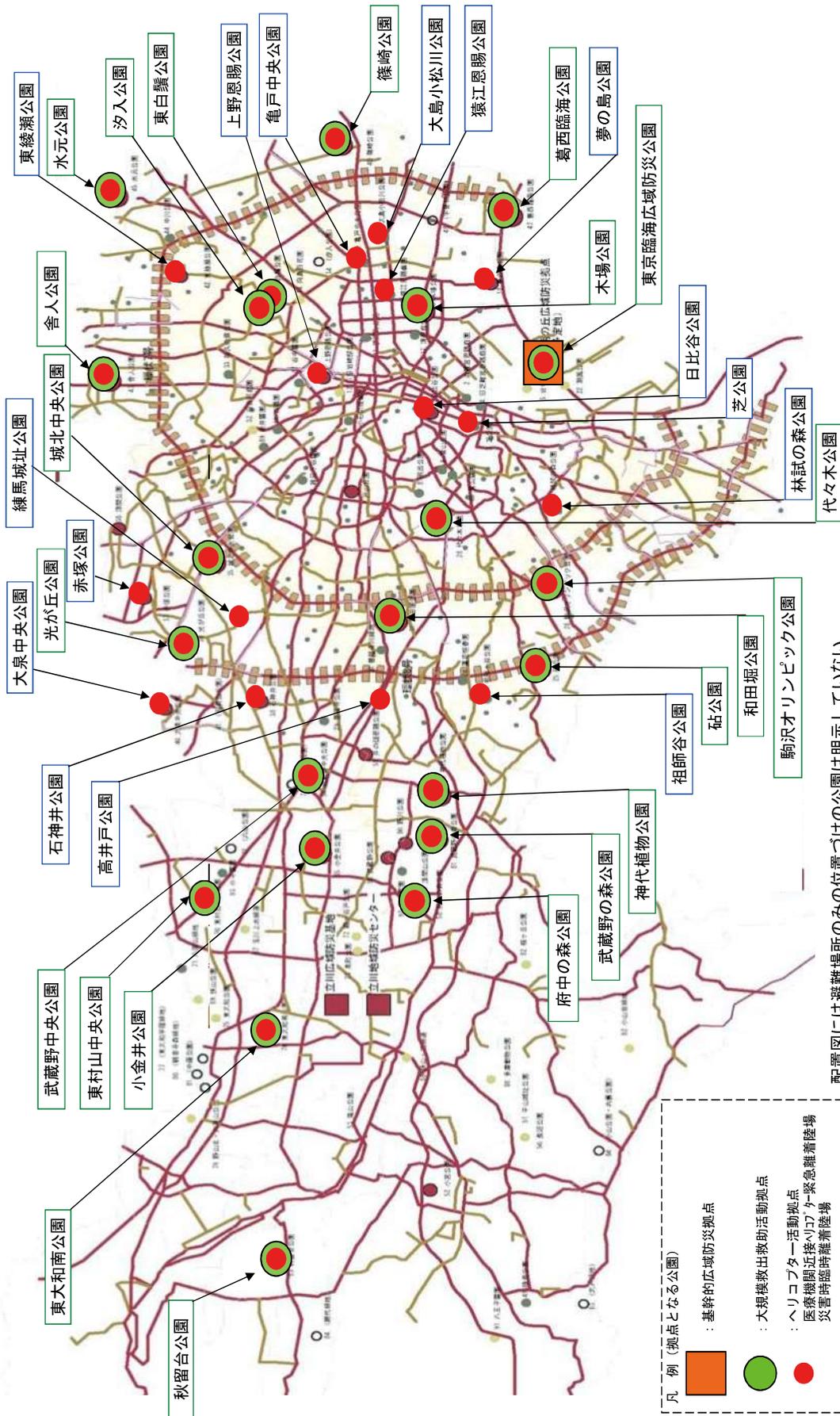
公園・霊園



第4・1図 東京都立公園・庭園 配置図 (R6. 5. 1 現在) ※番号は開園順



第4・2図 防災公園(拠点となる公園)配置図 (R6.6.1現在)



東京都地域防災計画上の位置づけ

第1 あ ら ま し

東京都の公園緑地施策は、環境、文化、産業、まちづくりなど多様な側面を持つ。建設局では、都市公園、地域制緑地（風致地区など）、霊園、街路樹を所管している。都市公園の中には所管事項として、一般的な開放型の公園の他、文化財庭園や、公園施設としての植物園、動物園、水族園、公会堂が、また霊園行政の一環として葬儀所、火葬場が包含される。

これらの公園・緑地は、都民にやすらぎ・レクリエーションの場を提供し、都市に季節感などの潤いや風格を与えるだけでなく、地球温暖化対策や、ヒートアイランド現象の緩和や生物の生息地の保全などによる都市環境の改善に加えて、防災時の救援部隊の活動拠点や避難場所となるなど防災空間の確保による安心・安全な都民生活の実現などに重要な役割を果たし、成熟都市東京にとって必要不可欠な存在である。（第4・2図、P105）

1 現在までの取組と課題

(1) 東京の緑の減少と都市公園が果たす役割

欧米の主要都市では、長い歴史の中で緑の多くが公園として確保されてきており、その景観は都市に風格を与えるとともに、重要な観光資源にもなっている。東京は、かつて武家屋敷や寺社などにより、緑にあふれた江戸であった。明治6年に公園制度が発足する一方で、民有地の緑は減少の一途をたどり、特に、高度経済成長期の人口流入に始まる市街地の拡大に伴い、昭和49年から平成15年までの約30年間で、農地や樹林地を中心に約1万haの緑が失われた。

既存の緑が減少する中、これまでに都内全体で8,000haを超える公園が開園し、東京の風格や環境、都民生活へのうるおいに大きく貢献している。

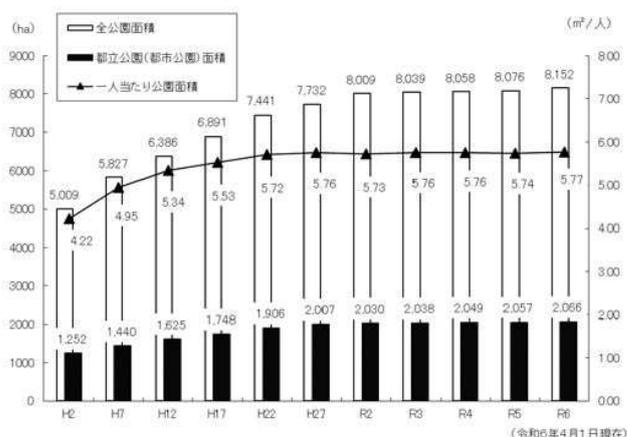
このうち都立公園（都市公園）については、令和6年4月1日現在、約2,066ha（84公園）となっている。地方自治法の改正により、10ha未満の公園を特別区へ概ね移管した昭和50年当時の658ha（46公園）と比べ、3倍以上に増加した。

また、令和6年4月1日現在の区市町村立公園や国民公園なども含めた東京都全体の公園面積は約8,152ha、一人当たりの公園面積は5.77㎡となっている。（第4・3図）

しかし、これらは他都市や諸外国と比較すると

依然として低い水準にあり、身近な自然の減少に加え、近年の地球環境問題の顕在化やヒートアイランド現象の進行、安全・安心なまちづくりの必要性等を背景として、都市公園をはじめとする公園緑地施策の重要性はますます高まっている。失われた緑の再生と風格ある都市づくりに向け、都民協働による取組や民間活力等を活かしつつ、公園緑地の更なる整備とともに、質の高い管理など、公園緑地施策を一層推進していく必要がある。

第4・3図 公園面積の推移



(2) 公園緑地に関する全体計画等について

令和3年3月に策定された「『未来の東京』戦略」では、「水と緑溢れる東京戦略」のなかで、国際競争力を高め、風格ある緑豊かな都市東京を形成するため、高井戸公園や六仙公園等の都立公園の整備を推進し、2030年度までに新規開園130haを実現することを政策目標とした。

また、「都市の機能をさらに高める戦略」として、公園のバリアフリー化や施設更新により誰もが利用しやすい公園づくりを行い、2030年度までに10公園で整備を完了させるほか、民間活力を導入して都立公園のにぎわいを創出するため、2030年度までに10公園で多面的な活用を進めるなど、公園、動植物園、霊園の機能を強化していくこととした。

さらに、「安全・安心なまちづくり戦略」の一環として、震災時における避難者の安全確保や救援部隊の初動活動支援のため、防災計画等に位置づけのある63の都立公園で非常用発電設備等の防災関連施設整備により都立公園の防災機能強化を図るとともに、水害時の対応のため、篠崎公園では隣接する市街地とのつながりを考慮して広場の高台化避難動線の確保を図ることとしている。

令和6年1月に策定された「『未来の東京』戦

略 version up 2024」では、公園事業は9つの戦略に関連しており、多様な生物が生息する公園の整備やだれもが利用しやすい公園の整備等を進めていく。また、令和5年7月に始動した「東京グリーンビズ」を推進していくため、公園整備の加速や、花や水景等を活かした公園の魅力創出に取り組んでいくなど、政策目標の達成に向け、着実に事業を推進している。

都立霊園については、平成14年12月の東京都公園審議会答申「区部霊園の管理について」を受け、平成15年度より青山霊園、平成20年度より谷中霊園、平成29年度より染井霊園、令和4年度より雑司ヶ谷霊園において、霊園と公園の共存を目指した霊園再生事業を進めている。郊外の霊園においては、平成20年2月の「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」答申を受け、新たな形式の墓地として樹林墓地、樹木墓地、小型芝生墓地の整備、供給を進めている。

2 パークマネジメントの推進

公園緑地部計画課

(1) パークマネジメントマスタープラン

東京が目指す公園づくりの方向性を示すとともに、都民、NPO、企業等の多様な主体と連携しながら利用者の視点にたった取組を進めるため、都立公園全体の整備、管理運営の指針となる「パークマネジメントマスタープラン」（平成16年8月）を策定した。平成27年の改定から10年近くが経過し、社会状況に大きな変化が生じていることから、東京都公園審議会答申（令和5年6月）、「東京グリーンビズ」、「『未来の東京』戦略」を踏まえて、令和6年3月に改定を行った。本マスタープランでは、2040年代の都立公園の3つの目指す姿を目標として定めた。目指す姿の実現に向けて、「まもる」「ふやす」「かえる」の3つの視点からマネジメントを推進するため、11の施策と、施策を横断する4つの取組を進めていくこととしている（第4・4図、P.108）。

パークマネジメントの推進にあたっては、PDCAサイクルに基づいたマネジメントサイクルを構築し、適切に進行を管理していく。

(2) 公園別マネジメントプラン

公園別マネジメントプランは、マスタープランにおける東京の公園づくりの基本理念や目標、各公園の基本理念や時代の要請、これまでのマネジメントプランに基づく取組の成果などを踏まえ、今後10年間を見据えた目標を設定し、その実現に向けた計画・整備・管理に係る基本的な取組方針

を定めるものである。

平成16年度のマスタープラン策定を受け、平成18年度には公園別マネジメントプランを策定し、平成26年度のマスタープランの改定を受け、平成27年に順次、公園別マネジメントプランを改定した。

令和3年度には、指定管理者選定に伴う46公園、令和4年度には38公園のマネジメントプランを改定した。改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京2020大会の開催など、大きな社会情勢の変化に的確に対応するため、5つの「改定の視点」を新たに定め、内容の追加充実を図った。

第4・4図 パークマネジメントマスタープランの体系図



第2 都市公園

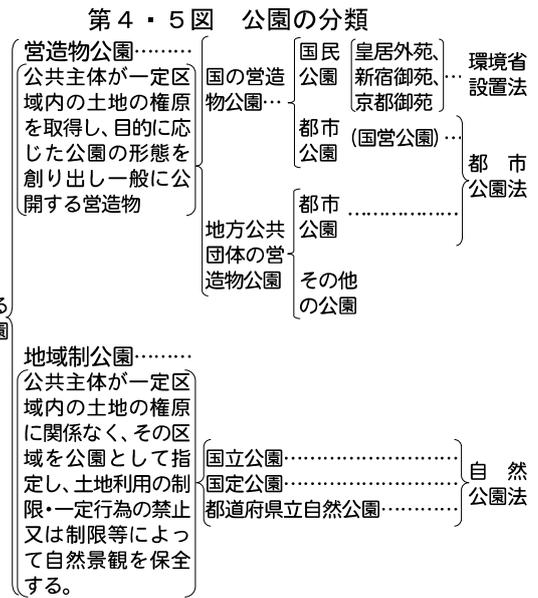
1 概要

公園は制度上、営造物公園と地域制公園に分けられる。さらに営造物公園は都市公園法に基づき設置・管理される都市公園とその他の公園に分けられる(第4・5図)。建設局では、都市公園のうち、おおむね10ha以上の大規模公園や文化財庭園などについて設置・管理し、面積10ha未満の公園などは主に区市町村が設置・管理している。

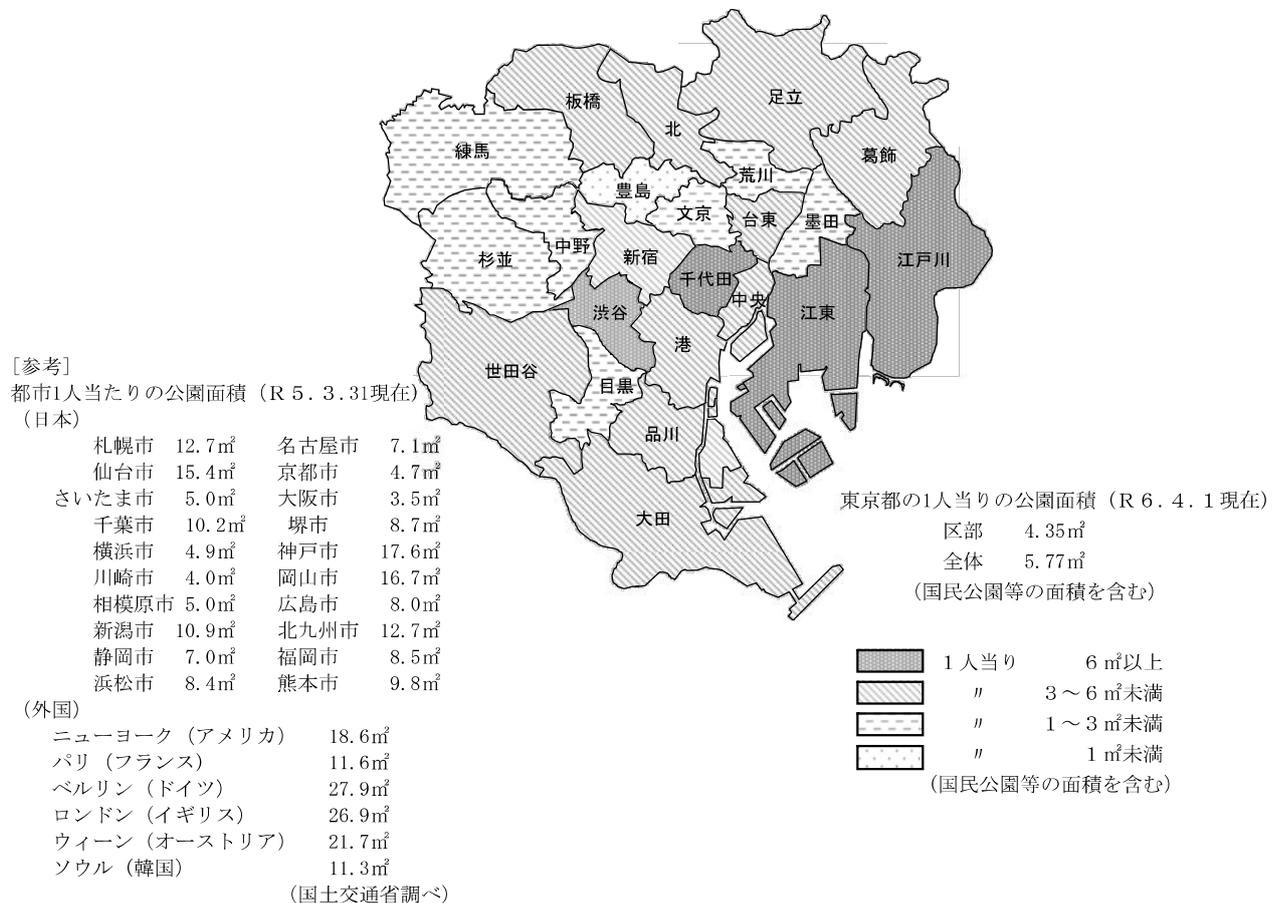
東京都立公園条例では、1人当たりの都市公園面積の標準を10㎡以上としているが、地価の高さなどから特に市街地における公園用地の確保は難しく、令和6年4月1日現在1人当たりの都市公園面積は4.31㎡、国民公園等のその他公園を含めても1人当たりの公園面積は5.77㎡である。

また、単純な比較はできないが、外国の諸都市と比べても、まだまだ公園が不足しているため、公園・緑地の拡大を進めている。

(第4・6図) (資料第4-(1)、P.237) (資料第4-(2)、P.238)



第4・6図 東京都23区の一人当たりの公園面積 (R6.4.1現在)



2 都市計画公園・緑地の整備状況

令和5年4月現在、東京都全域で都市計画決定されている公園・緑地約11,456haのうち、供用されているのは50%に過ぎず、約5,759haが未供用となっている（第4・1表、P.111）。

計画的な事業執行のため平成18年3月に策定された「都市計画公園・緑地の整備方針」については、平成23年12月と令和2年7月の2回にわたり改定され、令和11年度までに優先的に事業を進める「優先整備区域」を設定し、効果的・効率的な公園整備を進めている。（第4・2表、第4・7図）

第4・2表

「重点公園・緑地」「優先整備区域」

事業主体	「重点公園・緑地」 選定公園緑地数	「優先整備区域」 設定面積
東京都	44か所	282ha
特別区	60か所	49ha
市・町	60か所	198ha
全体	164か所	530ha

第4・7図 公園関係整備費当初予算推移

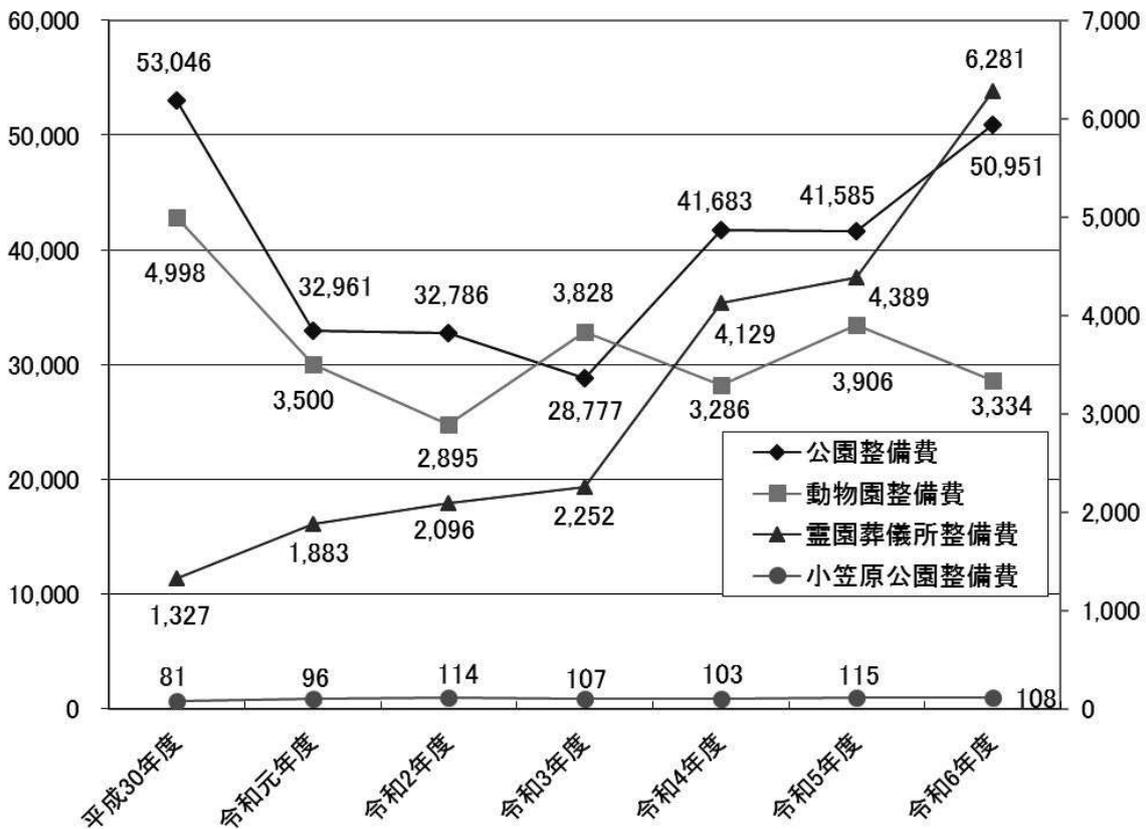
公園整備費

単位：百万円

動物園、霊園葬儀所

小笠原公園整備費

単位：百万円



第4.1表 都市計画公園・緑地・広場・墓園総括表（東京都全体）

令和5年4月1日現在

東京都	総人口		1,406.4		万人		(A)		都市計画区域内人口		1,405.6		万人		(A')	
	箇所数	面積 (B)	箇所	面積 (C)	箇所	面積 (B-C)	ha	ha	供用率 (C/B)	計画 (B/A)	供用 (C/A)	計画 (B/A')	供用 (C/A')	一人当たり面積	一人当たり面積	
種別	計画決定		供用		未供用面積 (B-C)	当該都市計画に係る都市公園等の面積	ha	%	一人当たり面積		一人当たり面積		一人当たり面積			
	箇所数	面積 (B)	箇所数	面積 (C)					計画 (B/A)	供用 (C/A)	計画 (B/A')	供用 (C/A')	計画 (B/A')	供用 (C/A')		
公園	2,332	5,745.92	2,138	4,158.10	1,587.82	4,556.17	72	4.09	2.96	4.09	2.96	4.09	2.96	2.96		
住区基幹公園	2,130	1,314.62	1,957	1,064.51	250.11	1,117.02	81	0.93	0.76	0.93	0.76	0.94	0.76	0.76		
街区公園	1,809	470.16	1,674	407.27	62.89	426.41	87	0.33	0.29	0.33	0.29	0.33	0.29	0.29		
近隣公園	283	621.26	248	465.54	155.72	492.94	75	0.44	0.33	0.44	0.33	0.44	0.33	0.33		
地区公園	38	223.20	35	191.70	31.50	197.67	86	0.16	0.14	0.16	0.14	0.16	0.14	0.14		
都市基幹公園	110	1,971.74	102	1,328.04	643.70	1,348.62	67	1.40	0.94	1.40	0.94	1.40	0.94	0.94		
総合公園	77	1,547.22	70	1,044.06	503.16	1,059.94	67	1.10	0.74	1.10	0.74	1.10	0.74	0.74		
運動公園	33	424.52	32	283.98	140.54	288.68	67	0.30	0.20	0.30	0.20	0.30	0.20	0.20		
風致公園	25	418.37	22	232.38	185.99	236.21	56	0.30	0.17	0.30	0.17	0.30	0.17	0.17		
特殊公園	54	515.85	44	410.82	105.03	422.30	80	0.37	0.29	0.37	0.29	0.37	0.29	0.29		
広域公園	13	1,525.34	13	1,122.35	402.99	1,432.02	74	1.08	0.80	1.08	0.80	1.09	0.80	0.80		
緑地	270	5,256.39	224	1,102.69	4,153.70	1,130.62	21	3.74	0.78	3.74	0.78	3.74	0.78	0.78		
公園緑地計	2,602	11,002.31	2,362	5,260.79	5,741.52	5,686.79	48	7.82	3.74	7.82	3.74	7.83	3.74	3.74		
広場	1	25.70	1	25.60	0.10	26.42	100	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02		
墓園	9	428.76	9	410.95	17.81	418.43	96	0.30	0.29	0.30	0.29	0.31	0.29	0.29		
都市施設計	2,612	11,456.77	2,372	5,697.34	5,759.43	6,131.64	50	8.15	4.05	8.15	4.05	8.15	4.05	4.05		

3 公園整備事業

公園緑地部公園建設課・計画課

(1) 2つの柱～一般公園造成と既設公園の改修

都立公園の整備事業は、水と緑の骨格軸を形成し緑の拠点となる都市公園の新規造成を実施し開園面積を着実にふやしていく「一般公園造成」と、防災機能の強化充実など社会の要請を踏まえた既開園地の改修を行う「既設公園の整備」を柱として進めている。

このほかに「世界をおもてなし」する文化財庭園の整備などを実施する。

令和6年度の予算額は約510億円（先行取得用地費の後年度負担である用地会計返還金を除く予算額は約499億円）となっている。

(2) 一般公園造成～開園拡大に向けて

新規に公園を整備する「一般公園造成」の令和6年度予算は約339億円（用地会計返還金を除く額は約328億円）である。

このうち、新規開園に直接つながる構築（整備工事）は、和田堀公園、林試の森公園、東伏見公園や六仙公園など18公園において実施する。

将来の整備・開園につながる用地取得については林試の森公園、練馬城址公園、篠崎公園、神代植物公園、小金井公園、東伏見公園など18公園において行う。

練馬城址公園の整備計画については、令和2年6月に東京都公園審議会に諮問し、令和3年4月に答申を得た。これを受け、令和3年6月に事業認可を取得するとともに、同年7月に土地所有者と施行協定を締結し、既存施設の撤去及び公園整備の工事を進めている。また、令和4年度より用地取得も行っている。令和5年度は既存施設の撤去と用地取得を行った。令和6年度は引き続き用地取得等を行う。

(3) 既設公園の整備

令和6年度は以下の事項等について約149億円かけて実施する。

① 都立公園の防災機能の強化充実

公園の防災性を更に高めるため、猿江恩賜公園などで防災公園の整備を進めている。

具体的には、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための夜間照明の充実、非常用発電設備やソーラーパネル等による停電時の電源確保など防災公園整備に関わる設計、工事を実施す

るとともに、震災時の都立公園の円滑な利用を図るため、震災時利用計画を修正する。

② その他の既設公園整備

令和6年度は代々木公園において水景施設の再整備工事や陸上競技場の改修を行い、日比谷公園では引き続き、再生整備を実施する。

また、公園利用者が手軽にスケートボードに親しみ、楽しめる場所として、武蔵野公園でスケートボード広場の整備に着手する。

さらに、亀戸中央公園や木場公園、陵南公園等で遊具広場の改修工事を行い、ユニバーサルデザインに配慮された遊具の設置を行っていく。

(4) 「世界をおもてなし」する庭園の再生

都立庭園の歴史的文化遺産としての価値を高めるとともに、国際観光拠点として一層の活用を図るため、令和6年度は、浜離宮恩賜庭園の園地改修工事、旧古河庭園の洋館外壁補修工事など、江戸時代等の名園の保存・修復等の整備を事業費約10億円かけて実施する。

(5) だれもが遊べる児童遊具広場整備補助

障がいの有無に関わらず、子ども達が安全に遊ぶことができる遊び場である「だれもが遊べる児童遊具広場」の拡充を図るため、都内の区市町村が実施するだれもが遊べる児童遊具広場事業に要する経費についての補助（上限3,000万円）を実施する。

4 小笠原公園整備事業

令和6年度は、小笠原諸島振興開発事業として、大神山公園の施設整備（園地整備・急傾斜地整備）を事業費約1億円かけて行う。

5 有料公園および有料施設

公園緑地部公園課

公園には、江戸時代や明治時代に造られ、現在文化財に指定されている庭園や、特別の利用のために造られた動物園や植物公園がある。

庭園は貴重な文化遺産であり、公園として一般に開放するとともにその姿を完全に保存し後世に伝える役割がある。また、動物園や植物公園は、利用者の知識の向上に寄与する設備を設置している。

そのため、利用者は、一般の公園に比べて特別な利益を享受していることから、受益者負担の考

えに基づき入場料を徴収している。

このうち、庭園と植物公園については、都民に広く開放するため、昭和47年4月1日に入場料を無料化した。利用者の増大による維持管理レ

ベルの低下、文化的価値の再認識、自然環境保全の視点の変化などにより、昭和54年4月1日から再度有料化した。

第4・3表 有料公園等の利用状況

	利用者数(人)		入園料収入額(円)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
浜離宮恩賜庭園	401,966	627,188	88,843,020	144,193,450
旧芝離宮恩賜庭園	110,192	132,481	12,767,490	14,885,700
清澄庭園	199,041	236,602	20,939,590	26,224,270
小石川後楽園	258,586	321,997	53,236,890	67,670,070
六義園	414,821	450,748	78,915,580	79,276,010
向島百花園	92,105	84,196	7,537,830	6,581,310
旧古河庭園	265,724	293,055	25,997,870	26,811,380
旧岩崎邸庭園	131,658	153,488	35,370,120	38,290,000
殿ヶ谷戸庭園	70,919	70,544	6,537,830	6,423,950
小計	1,945,012	2,370,299	330,146,220	410,356,140
恩賜上野動物園	3,056,589	3,264,275	1,053,574,700	1,140,363,292
多摩動物公園	781,945	802,224	226,792,700	227,694,958
葛西臨海水族園	1,211,312	1,260,218	446,215,990	440,337,966
井の頭自然文化園	735,926	702,922	133,757,100	127,620,531
夢の島熱帯植物館	98,112	111,207	14,261,910	16,891,139
神代植物公園	623,200	636,301	144,773,250	147,634,850
小計	6,507,084	6,777,147	2,019,375,650	2,100,542,736
計	8,452,096	9,147,446	2,349,521,870	2,510,898,876

※9庭園については、平成17年度から、利用料金制の導入により、入場料収入額は指定管理者の収入となっている。

第4・4表 有料施設の利用状況

	箇所数		利用件数		収入額(円)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
野球場	49面	49面	70,411	75,327	86,750,600	92,999,225
競技場	19面	19面	1,059	1,102	19,307,375	15,437,150
テニスコート	153面	153面	453,884	424,033	530,688,075	493,160,050
弓道場	3か所	3か所	37,907	39,151	9,007,880	8,880,000
サッカー場	4面	5面	4,803	6,136	10,171,800	17,891,850
集会場	17か所	17か所	2,428	3,157	13,082,000	17,656,900
陳列場	3か所	3か所	77	63	244,200	94,800
大音楽堂	1か所	1か所	423	457	34,033,923	44,157,853
小音楽堂	1か所	1か所	48	75	532,800	677,100
野外ステージ	4か所	4か所	528	790	8,322,650	12,462,250
公会堂	1か所	1か所	0	0	0	0
計			571,568	550,291	712,141,303	703,417,178

令和4年度・令和5年度の有料公園等の利用状況は、第4・3表（P.113）のとおりである。

有料公園等における入場料は、施設利用者に提供するサービスの対価であることから、その維持管理の経費に充当するため都の収入としている。ただし、庭園においては、平成17年度から経済的なインセンティブにより指定管理者（当時は管理受託者）の自主的な経営努力を促し、施設の利用の向上を図ることを目的とした利用料金制を導入しており、入場料は指定管理者の収入となっている。

また、野球場や競技場などのスポーツ施設や集会場などでも、受益者負担の考えに基づき施設使用料を徴収している。

令和4年度・令和5年度の有料施設の利用状況は、第4・4表（P.113）のとおりであり、この使用料は施設の維持管理のための経費にあてられている。

なお、有料公園等の入場料は小学生未満の者や都内在住・在学の中学生等であれば無料となる。

有料公園等における一層の利用促進及び活性化を図るため、平成15年4月1日から浜離宮恩賜庭園及び神代植物公園、同年7月19日から恩賜上野動物園、多摩動物公園及び井の頭自然文化園、平成16年7月1日から六義園及び葛西臨海水族園で1年間入場が可能な年間パスポートの試行販売を行い、平成17年度からは、小石川後樂園、旧芝離宮恩賜庭園、向島百花園、清澄庭園、旧古河庭園、殿ヶ谷戸庭園、旧岩崎邸庭園の7庭園、平成18年度には夢の島熱帯植物館を新たに加えて、すべての有料公園等において、年間を通じていつでも購入できる年間パスポートの本格販売を開始した。

現在、デジタルトランスフォーメーションの推進を目指し、都立公園内各施設におけるキャッシュレス化に取り組んでいる。

令和3年度までに、すべての有料公園、スポーツ施設等において入場料、使用料の支払いにキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、QRコード）を導入した。

また、令和5年度にスポーツ施設予約管理システムの再構築が完了し、新たに「都立公園スポーツレクリエーション予約システム」が稼働した。これにより、利用者登録手続きのオンライン化やオンライン事前決済の導入、セキュリティの向上などを実現した。

有料公園等のうち、庭園の休園日については12月29日から1月1日まで（ただし、向島百花園は12月29日から1月3日まで。）となっている。

また、動物園・植物公園等の休園日については、12月29日から1月1日まで（ただし、夢の島熱帯植物館は12月29日から1月3日まで。）と毎週月曜日又は水曜日（祝日又は都民の日にあたる場合はその翌日）となっている。

運動施設については、12月31日から1月3日を除き、通年利用が可能となっている。

6 ドッグラン

公園緑地部公園課

ノーリードで犬を自由に遊ばせたいという要望に応えるとともに、犬の放し飼い対策として、ドッグランを設置している。

ドッグラン設置後は飼い主のマナー向上や犬のしつけ教室など、普及啓発の場として活用している。

ドッグランの設置にあたっては、①設置可能な場所②駐車場の確保③ボランティア団体等の協力④近隣住民の理解、を条件としている。

(第4・5表)

第4・5表
ドッグラン施設設置公園及び開設年月

公園名	開設年月	設置規模(m ²)
駒沢オリンピック公園	平14.12	1,200
神代植物公園	平14.12	1,500×2面
小金井公園	平17.6	3,180
舎人公園	平17.6	1,970
城北中央公園	平17.6	2,000
小山内裏公園	平18.6	2,636
代々木公園	平19.4	3,626
蘆花恒春園	平19.5	1,450
水元公園	平19.5	3,500
篠崎公園	平21.4	1,595
木場公園	平21.5	2,040
桜ヶ丘公園	平26.4	2,000

平成14年から、犬を連れた来園者が自由に利用できる広場として管理していたが、平成19年度に厚生労働省からの依頼を受け、ドッグランの利用者は公園管理所で利用登録を行うこととした。毎年更新手続きを行うものとし、令和5年度は12公園で約49,000頭が利用登録を行っている。

また、ドッグラン設置公園以外でも犬連れ利用のマナー向上の取組を行っている。

なお、令和5年度は、設置許可により、都立和田堀公園内に杉並区立ドッグランが設置された。

7 上野恩賜公園の再生整備等

公園緑地部公園建設課

上野恩賜公園を「文化の森」として再生していくことを目的として、学識経験者や公園内の文化施設管理者等を構成員とする検討会を設置し、検討結果を受けて、平成21年9月に「上野恩賜公園再生基本計画」を策定した。

本計画に基づき、順次再整備を進め、平成24年5月には、「文化の森」の中核となり、多様な文化イベントを開催できる広場として、オープンカフェや新しい噴水を備えた「竹の台広場」が完成した。また、平成28年3月には、袴腰エリアに上野恩賜公園の歴史性を感じられる壁泉を、平成29年5月に不忍池エリアに眺望を楽しめる散策路等を、平成30年3月に恩賜上野動物園の魅力を高める動物園正門前広場を整備した。令和2年12月には、公園口前広場を整備し、上野恩賜公園の再生整備が完了した。

令和6年度は、6号トイレ跡地の整備や13号トイレの建て替えを進めるとともに、照明設備の拡充に向けた設計・工事を引き続き行う。

8 多様な生物が生息する都立公園づくり

公園緑地部計画課

市街化が進む東京において、都立公園は都民のレクリエーションの場としてだけでなく様々な生物の生息・生育空間としても重要であり、エコロジカルネットワークの中核・拠点でもある。

都立公園31公園において、多様な生物の生息空間としてのポテンシャルを活かし重点的に環境整備を行う。整備後も生物種のモニタリング等を継続しながら順応的管理を行い、多様な生物が安定して生息・生育できる環境を確保する。令和5年度末までに、22公園で保全利用計画を策定し、14公園で整備工事、12公園でモニタリング調査を実施した。

また、上記31公園以外の公園でも、神代植物公園多様性センターを核として、各公園の特色に応じた希少生物種の保全、生物情報の蓄積、保全技術の連携などを進め、都立公園における多様な生物の生息・生育空間の確保を推進する。

9 都立公園の多面的な活用

公園緑地部計画課・公園課

社会の成熟化による価値観の多様化やグローバル化が進む中、都立公園がポテンシャルを發揮

し、新たなニーズに対応していくため、民間のアイデアを取り入れた多面的な活用を推進している。

平成29年5月の東京都公園審議会答申「都立公園の多面的な活用の推進方策について」及び先行事例である駒沢オリンピック公園での取組を踏まえ、木場公園では令和2年8月、浮間公園では令和4年2月に公募により決定した事業者が飲食店をオープンした。今後、平成30年度及び令和元年度に実施したマーケットサウンディング調査の結果等を踏まえ、都立公園における多面的な活用の取組を更に推進していく。

また、明治公園及び代々木公園において、都市公園法に基づく公募設置管理制度(Park-PFI)を都としてはじめて活用し、公園の整備・管理運営を行う事業者令和3年11月に決定し、令和4年1月に公募設置等計画を認定した。令和4年度より、公園整備工事を進め、明治公園においては、令和5年10月に広場や樹林地等の特定公園施設、令和6年1月にカフェやレストラン等の公募対象公園施設の供用を開始した。代々木公園においては、令和7年2月の供用開始を予定している。

そのほか、日比谷公園「旧公園資料館」等において、修復工事と魅力的なサービスの提供を行う事業者を公募、同10月に決定し、令和6年6月より供用を開始した。

10 都立公園への保育所等の設置

公園緑地部公園課

平成27年度の国家戦略特別区域法改正により、都市公園への保育所等の社会福祉施設の設置が解除され、令和6年4月までに8公園において保育所が開所した。

なお、平成29年6月に都市公園法が改正され、特区認定を受けずに、保育所等の社会福祉施設の設置が可能となった。

引き続き、地元自治体による保育所等の設置に協力していく。

11 ガイドサービスシステム

公園緑地部計画課

汎用端末を活用した都立庭園の情報提供を行うため、平成28年度よりスマートフォン及びスマートデバイス用ガイドサービスシステム「都立公園散策アプリ『Tokyo Parks Navi』」を開始した。令和6年度は、アプリのOSサポート終了に伴うシ

ステムの変更を予定している。

12 日比谷公園の整備事業

公園緑地部計画課

日比谷公園では平成29年10月より外部有識者を交えた日比谷公園ランドデザイン検討会で検討を進め、平成30年12月に日比谷公園の将来像とそれを実現するための方向性を示す『日比谷公園ランドデザイン～5つの提言～』を公表した。本提言を踏まえ、令和元年10月に東京都公園審議会に都立日比谷公園再生整備計画について諮問し、令和3年3月に答申を得て、同年7月に再生整備計画を策定した。また、本計画を実現するための事業計画として令和5年7月に「バリアフリー日比谷公園プロジェクト」を公表した。整備にあたっては公園をエリア分けして段階的に進めていくこととしており、令和5年9月から第二花壇の再整備に着手した。令和6年度は、大噴水・小音楽堂エリアの再整備に着手するとともに、大音楽堂及び公会堂の設計を進めていく。

13 花と光のムーブメント

公園緑地部公園建設課

都立公園に新たな魅力ある大規模花壇を創出し、ライトアップ等により、四季を通じた花と光の演出を行う「花と光のムーブメント」に取り組んでいる。

令和6年度は、小金井公園、浮間公園、舎人公園、葛西臨海公園、日比谷公園等において、事業を実施していく。

また、令和4年夏から5年秋にかけて、代々木公園でロングライフ・ローメンテナンスをテーマとした第1回花壇コンテストを開催した。令和5年夏から6年秋にかけては、神代植物公園で第2回花壇コンテストを実施していく。

第3 動物園・水族園

公園緑地部計画課

1 概要

動物園・水族園は、憩いや安らぎの場を提供するだけでなく、多様な野生動物の行動や生態、生息環境を伝え、その保全に取り組む必要性を認識する場でもある。

東京都は平成23年9月に都立動物園・水族園の目指す姿とそれを実現するための取組の方向を示す「都立動物園マスタープラン」を公表した。本プランに基づき、野生動物の保全に貢献し、人々と野生動物の架け橋となり、賑わいを創出するための様々な取組を行ってきた。令和2年11月には、社会環境の変化や新たな課題に適切に対応し、持続可能な社会の実現を目指す方向性と取組を示すため、「第2次都立動物園マスタープラン」を新たに策定した。（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）

また、平成18年4月から、指定管理者制度を導入し、管理運営を、（公財）東京動物園協会へ委ねており、平成28年度からは第2期目の指定管理期間が始まっている。

(1) 恩賜上野動物園

恩賜上野動物園は明治15年3月、農商務省所管の博物館付属施設として、日本で最初の動物園として開園した。同19年宮内省所管となり、大正13年に皇太子殿下（後の昭和天皇）のご成婚を記念して、東京市に下賜された。現在の敷地面積は約14ha、飼育動物は約種約297種約2,288点（令和6年5月31日現在）を数える。恩賜上野動物園は都立動物園であると同時に、日本を代表する動物園としての役割も果たしてきた。

希少野生動物の保護繁殖では、令和2年10月にアジアゾウ、令和3年6月にジャイアントパンダの双子「シャオシャオ（暁暁）」「レイレイ（蕾蕾）」、令和4年5月にはニシゴリラが誕生しており順調に成長している。令和5年4月には、スマトラトラが26年ぶりに誕生した。同年12月にも3頭の出産があり令和5年度には計4頭の繁殖となった。4頭ともに順調に成長して公開に至っている。その他、令和5年1月には国内動物園で唯一飼育しているアイアイの5年ぶりの繁殖があった。

国の特別天然記念物であるライチョウについて、環境省の保護増殖事業に協力し、平成27年6

月から乗鞍岳に生息する野生個体の卵を飼育下に導入し、孵化、育雛に取り組み、平成30年3月には一般公開も開始した。さらに、令和元年度から開始された中央アルプス駒ヶ岳における保護増殖事業の一環として、令和2年度は飼育下で得られた卵を中央アルプスに生息する野生個体に抱卵・孵化させ、野生個体数の回復を目指す取組を行った。令和3年7月には、日本で初めて人工授精による飼育下繁殖に成功した。

令和元年11月から、老朽化のためモノレールの運行を休止し、シャトルバスを導入している。

令和2年2月には東園無料休憩所がリニューアルされ、9月には西園に新たなジャイアントパンダ舎「パンダのもり」を公開した。また、令和4年3月には新たに整備した表門の使用を開始している。

(2) 多摩動物公園

戦後、恩賜上野動物園に次ぐ第二の動物園構想がもちあがり、昭和33年5月に多摩動物公園が開園した。当初約28haだった敷地面積は、現在は約60haに拡張している。

多摩動物公園は「無柵放養式展示」を日本で最初に大規模に取り入れた。昭和39年にオープンしたライオン園「ライオンバス」は、世界に先駆けて完成したサファリ形式展示として高い人気を誇り、平成26年には運行50周年を迎え、累計乗車数2,000万人を達成した。平成28年からライオン園は整備工事のため展示休止とし、工事完了後の令和3年7月に新たなライオン園の一般公開とともに、「ライオンバス」も運行を再開した。飼育動物は、哺乳類から昆虫類まで含め約262種17,333点（令和6年5月31日現在）を数える。

希少野生動物の保護繁殖では、トキの自然繁殖に5年連続で成功し、昨年からは自然繁殖に2年連続で成功している。また令和6年4月にはアムールトラが5年ぶりに誕生している。

平成28年6月から、オーストラリアタスマニア州の「セイブ・ザ・タスマニアデビル・プログラム」に参加し、アジアで唯一タスマニアデビルの展示を行っている。

令和3年8月には新たな展示施設「アジアゾウのすむ谷」の観覧通路の利用を開始した。アフリカ園では一部施設のリニューアルを進めており、令和4年4月にはキリン舎が、令和6年8月にシマウマ・オリックス舎が完成した。

(3) 井の頭自然文化園

昭和17年5月、井の頭自然文化園は、武蔵野の緑豊かな井の頭恩賜公園内に開設された。敷地面積は約11.6haあり、園内は動物の飼育展示施設のほか、資料館、彫刻園などが併設されており、多様な教育の場を提供している。長い間園の人気者であったアジアゾウの「はな子」は国内のアジアゾウ最年長記録を更新したが、平成28年5月26日に69歳で死亡した。展示は日本産の動物を中心とし、飼育動物は約163種約3,358点（令和6年5月31日現在）を数える。

希少野生動物の保護繁殖では、環境省の保護増殖事業に協力して、天然記念物ツシヤママネコや、小笠原諸島固有のアカガシラカラスバト、陸産貝類のカタマイマイの保全に取り組んでいる。令和2年4月には、「種の保存法」に基づき、国内希少野生動植物種に指定されているアマミトゲネズミの飼育を新たに開始し、令和5年度には繁殖に成功している。令和3年11月には、東京都と友好都市である韓国ソウル特別市よりアムールヤマネコのペアが来園し、令和4年に続き令和5年5月にも繁殖に成功している。

園内の「いきもの広場」では、さまざまな野生の生き物が集まりやすい環境を整備し、子どもたちに、身近な生き物を観察し、体験できる機会を提供している。彫刻園では定期的に企画展を開催し、保有文化資料の積極的な活用を図っている。

(4) 葛西臨海水族園

葛西臨海水族園は、恩賜上野動物園の開園100周年記念事業として計画され、平成元年10月、葛西臨海公園内に開園した。楽しみながら海の自然への認識、水族についての科学的認識が養われる「海と人間の交流」の場を基本理念として、世界初のマグロ類の群泳展示を行うほか、世界各地の多様な水生生物を展示しており、飼育動物は魚類・鳥類など約935種約42,856点（令和6年5月31日現在）を数える。

希少野生動物の保護繁殖では、オウサマペンギン、フンボルトペンギンなど、多くの生物について繁殖に成功している。公益社団法人日本動物園水族館協会では、初めて種の繁殖に成功した園館に「繁殖賞」を授与しており、葛西臨海水族園は、国内の水族館で最も多く受賞している。令和元年7月に孵化したウィーディシードラゴンの育成に成功したことで、令和3年3月には従来の繁殖賞の後継制度となる「初繁殖認定証」を授与され

た。令和4年7月に一部水槽を「サンゴ礁の海」水槽としてリニューアルし、展示生物の充実や環境再現により魅力向上を図っている。平成27年度には移動水族館車事業を開始し、特別支援学校や福祉施設等を訪問し、障害や病気などのため来園が難しい方々に水族園の生き物と触れ合う機会を提供している。

開園から30年以上が経過し、社会状況の変化や施設の老朽化への対応が必要となったことを受け、将来に向けた施設のあり方やその達成に向けた手法等について専門的見地から検討を進め、既存施設とは別に建築する建物に水族園機能を移すこととした。また、新たな水族園の整備と維持管理にはPFI-BTO手法、生物飼育等には指定管理者制度を活用し、両制度を併用することとした。令和4年12月に新たな水族園の整備等を行う民間事業者と契約を締結し、設計を開始した。なお、既存施設（水族園本館）は、新水族園オープン後も保存していくこととし、今後の保存や利用について、有識者との意見交換や調査検討等を進めていく。

2 野生動物の保全

都立動物園・水族園では希少な野生動物の保護繁殖（生息域外保全）に積極的に取り組み、生息地の保全活動（生息域内保全）にも貢献している。

これまで、平成元年度に策定した「ブーストック計画」に基づき、種の保存のため、対象とする動物50種について、計画的な収集と飼育、繁殖を推進してきた。平成30年10月に、都立動物園・水族園を取り巻く状況の変化を踏まえ、「第2次ブーストック計画」を策定し、対象種を124種に増やし、種の保存、環境教育の場としての更なる機能強化を図っている。

平成18年4月には、都立動物園・水族園における調査研究機能を強化し、野生動物の保全活動を効果的に進めていくため、（公財）東京動物園協会が多摩動物公園内に野生生物保全センターを設置した。令和5年4月から、更なる機能強化を図るため、総務部所管の課に再編され、研究係と保全係の2係体制となった。研究係では、DNA解析や配偶子の保存、ホルモン測定、栄養学的研究などに取り組み、個体群管理と繁殖に役立っている。保全係では動物園・水族園内における飼育、繁殖による種の保存に加え、外部の研究者や保全活動に取り組む地域の人々などと連携した生息

域内保全にも取り組んでいる。

昭和28年に佐渡で保護されたトキを恩賜上野動物園で飼育したことをきっかけに、昭和43年に、恩賜上野動物園・多摩動物公園・井の頭自然文化園の3園でトキ保護実行委員会を組織し、現在まで継続した技術的支援を行っている。平成19年12月からは、環境省のトキ保護増殖事業に協力し、佐渡トキ保護センターから2ペアを受け入れ、繁殖にも取り組み、平成20年以降毎年、佐渡トキ保護センターへ繁殖したトキを搬出している。

絶滅が心配される東京産アカハライモリは、生息域外保全だけでなく、生息地において、繁殖に必要な水辺環境の整備やモニタリング調査などの生息域内保全も展開し、繁殖地の環境維持に貢献している。また、地元小学校等との連携プログラムを実施するなどの教育普及活動にも取り組んでいる。

小笠原諸島の固有種の生息域外保全を目的として、アカガシラカラスバトの飼育に平成13年から、カタマイマイ、アナカタマイマイの飼育に平成30年から取り組んでいる。令和5年度には、新たにチチジマカタマイマイ、キノボリカタマイマイの飼育を開始した。

また、希少種の保護増殖を目的とした「種の保存法」に基づく「希少種保全動植物園等」の認定を令和3年に葛西臨海水族園と井の頭自然文化園、令和4年に恩賜上野動物園が環境省より受けている。（多摩動物公園は申請中）

3 教育普及事業の充実

都立動物園・水族園は、多様な野生動物の生態や生息地の環境を伝え、来園者の興味や関心を呼び起こし、野生動物の保全活動の理解者と担い手を育むことを目指している。

動物園における小動物とのふれあいや水族園でのタッチプールなど、広く一般に向けたものから、講演会やフィールドプログラムなど専門性の高いものまで、幅広い教育プログラムを来園者に提供してきた。学校団体向けのプログラムや学校関係者向けのセミナーも開催するなど、学校教育との連携にも力を入れている。

また、都民等との協働事業の充実、環境への配慮の取組なども進めている。

4園の連携の更なる強化と、教育機能の充実を目的に、（公財）東京動物園協会は平成31年4月に教育普及センターを設置した。令和5年度は教

員を対象とした「授業に活かせる『動物園・水族園』講座』について、過去のアンケート結果や教員へのヒアリング等による評価検証を行い、恩賜上野動物園では希望者全員が参加できる講演会形式のオンラインコースを、葛西臨海水族園では教員のニーズに則した対面でのコースを新設した。また、小学校国語の教科書に取り上げられている読み物「スイミー」に特化したオンラインパッケージ教材を整備した。

4 都立動物園・水族園の魅力向上

都立動物園・水族園4園の魅力向上と活性化を図り、より多くの方に来園を呼びかけるため、平成22年度から「Visit Zooキャンペーン（現Visit Zoo事業）」を展開している。季節を意識したイベントや様々なメディアを活用した広告宣伝等、観光資源としての動物園・水族園の活性化を図っていく。

令和5年度における魅力向上に向けた取組として、4園の周遊を促すこと目的に「都立動物園・水族園 冬の周遊キャンペーン」を開催し、スタンプラリーや Instagram ハッシュタグキャンペーン等を実施した。恩賜上野動物園では国内の動物園と連携した普及啓発企画「世界ゴリラの日」を実施し、また井の頭自然文化園では「ヤマネコまつり」などの日本産動物保全の普及啓発を目的とした催しを年間を通じて開催した。

ICTを活用した取組として、入園に際してのキャッシュレス化、ペーパーレス化、タッチレス化を図るため、令和3年7月から、入場券をオンラインで購入できる決済機能を追加した。恩賜上野動物園では令和3年6月から、5GとAIカメラを活用した混雑マップの提供を開始し、混雑が予想されるエリアを確認できるようにした。令和5年度には、各園の見どころを紹介する「都立動物園・水族園見どころデジタルマップ」の充実を図り、恩賜上野動物園では、新たに動物の解説や動画を追加した。葛西臨海水族園では令和4年度から、学校施設等で例年実施している課外学習において新しく導入した遠隔操作ロボットを用いて、展示生物を観察する環境学習プログラムを実施している。

平成24年度から、障害をもつ子どもたちとその家族を休園日や閉園後の動物園・水族園に招待する「ドリームナイト（デイ）・アット・ザ・ゾーン&アクアリウム」を開催している。

第4 植物園等

公園緑地部計画課

植物園は、植物を楽しみながら学べる場であるとともに、展示植物の調査・研究、希少種の保護などの種の保存、自然の仕組みや人との係わり等の教育・普及を行っている。

(1) 神代植物公園

神代植物公園は、武蔵野の面影を残す調布市深大寺元町に昭和36年10月開園（神代緑地としては昭和32年4月に開園）した面積約50万㎡の植物公園である。園内には約4,800種10万本の植物が集められており、景色を楽しみながら植物に関する知識を得られるよう配慮されている。

令和3年6月末には世界最大の花として知られるショクダイオオコンニャクが令和元年度に続き開花した。ショクダイオオコンニャクは開花させるのが非常に難しかったが、これにより栽培技術が確立された。

ツバキやハナショウブ及びサクラソウなど江戸園芸品種の保存継承や、企画展などによる江戸園芸文化の普及啓発にも力を入れている。特にサクラソウは、江戸時代に作出された品種を含む、現在知られている約300品種のうち、293品種を収集・保全し、ほぼ完全なコレクションとなっている。平成30年6月には「神代植物公園サクラソウ品種コレクション」として、公的植物園では初めて、日本植物園協会が「野生種、栽培種に関わらず、日本で栽培されている文化財、遺伝子資源として貴重な植物を守り後世に伝えていく」ことを目的に認定制度を創設したナショナルコレクションに認定された。

平成27年には、チリ国立ピーニャ・デル・マル植物園との間で技術協力に関する協定を締結し、植物の交換、知識や技術の交流により、両植物園の友好関係を推進している。この協定に基づき、令和3年度には、神代植物公園からチリ国立ピーニャ・デル・マル植物園へサクラの種子について検疫の手続きを行い、輸出した。

都内絶滅危惧植物の保全拠点、植物多様性保全に関する普及拠点として平成24年に開設した植物多様性センターでは、絶滅危惧植物の生育調査や無菌培養などによる保護増殖に取り組んでいる。植物多様性センターには、植物の魅力を紹介する「武蔵野ゾーン」、「奥多摩ゾーン」、「伊豆諸島ゾーン」の3つの見本園が整備されており、

東京都の多様な植物環境を間近に観察できるようにしている。

(2) 夢の島熱帯植物館

都民が楽しみながら熱帯・亜熱帯の植物に親しみ、学ぶ場所として、昭和63年11月夢の島公園内に開館した。

隣接する清掃工場の廃熱を利用した大温室は、面積約1,500㎡、最高28メートルの高さを持ち、3つのドーム毎に、「木生シダと水辺の植物」「ヤシと人里の植物」「オウギバショウと小笠原の植物」の景観に分けられており、約1,000種類の植物を展示している。企画展示室等では、熱帯の植物に関する知識・情報を提供し、イベントホール及び前庭の芝生広場では季節ごとに変わる展示、イベントなどを行っている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時休園が続く中、令和2年7月30日より令和4年12月31日までコロナ禍の新たな試みとして、夢の島バーチャル植物館を実施した。自宅に居ながら、パソコンやスマホを利用してオンライン上で3Dビュー+バーチャル映像で実際に館内を歩くように植物を360°自由に観察し楽しむことができるコンテンツを提供した。

令和5年度は、「新木場&夢の島わくわくおさんぽアートフェス」を継続開催するとともに、都立公園150周年記念事業「It's My Park Day! みんなで公園日和」として各月イベントの開催に取り組んだ。

第5 文化財の保護

公園緑地部管理課・公園建設課

建設局所管の公園や霊園の中には、第4・6表(P.122)の文化財の一覧のとおり、文化財保護法や東京都文化財保護条例に基づく特別史跡や特別名勝、史跡、名勝、旧跡等に指定されている多くの文化財がある。

このうち、浜離宮恩賜庭園をはじめとする都立庭園は、いずれも我が国を代表する名園であり、東京の風格ある街並みの形成に寄与するとともに、江戸の伝統文化を伝える東京の観光資源にもなっている。維持管理を通じて培われた庭園技術の継承を図りながら、保存・復元に取り組んでおり、平成16年度から有識者の監修のもと「保存管理計画」を策定し、修復等を行っている。平成28年度には社会情勢の変化や文化庁の施策等を踏まえ、既定計画を改定し、「保存活用計画（共通

編)」「保存活用計画(旧浜離宮庭園)」として策定した。平成29年度には小石川後樂園、平成30年度には旧芝離宮庭園及び六義園、令和元年度には旧古河庭園、令和3年度には向島百花園、令和5年度には殿ヶ谷戸庭園(随宜園)の「保存活用計画」を策定した。令和6年度は旧岩崎邸庭園の「保存活用計画」の策定に取り組んでいる。

特別史跡及び特別名勝に指定されている小石川後樂園では、平成30年度から唐門の復元工事に着手し、令和2年11月に復元工事を完了した。

また、特別名勝及び特別史跡に指定されている浜離宮恩賜庭園では、大泉水周りの「茶屋群」など建物等の復元・修復を平成22年度から進め、松

の御茶屋、燕の御茶屋及び鷹の御茶屋の復元工事を平成29年度までに完了した。令和5年度にはお伝い橋の修復に着手している。

重要文化財である旧岩崎邸庭園では、令和3年度から管理所の新築工事に着手し、令和4年度は管理所周辺の整備工事を実施し、令和5年6月に開園した。

国の名勝に指定されている旧古河庭園では、令和5年度より洋館外壁の修復に着手している。

また、各庭園では、多言語のパンフレットや庭園解説掲示等により、文化財の理解促進を図っている。

第4・6表 建設局所管の公園霊園内文化財一覧表

種 目	文化財名称	指定年月日	公園名	管理者	
国指定文化財	重要文化財	旧寛永寺五重塔	明治44年4月17日	上野恩賜公園(動物園)	東京都
	重要文化財	旧岩崎家住宅(東京都台東区池之端一丁目)	昭和36年12月28日	旧岩崎邸庭園	東京都
	特別史跡及び特別名勝	小石川後楽園	昭和27年3月29日	小石川後楽園	東京都
	特別名勝及び特別史跡	旧浜離宮庭園	昭和27年11月22日	浜離宮恩賜庭園	東京都
	特別名勝	六義園	昭和28年3月31日	六義園	東京都
	名勝及び史跡	向島百花園	昭和53年10月13日	向島百花園	東京都
	名勝	旧芝離宮庭園	昭和54年6月25日	旧芝離宮恩賜庭園	東京都
	名勝	旧古河氏庭園	平成18年1月26日	旧古河庭園	東京都
	史跡	品川台場	大正15年10月20日	台場公園	東京都
	史跡	滝山城跡	昭和26年6月9日	滝山公園	東京都
	史跡	玉川上水	平成15年8月27日	玉川上水緑道	東京都
	天然記念物	三宝寺池沼沢植物群落	昭和10年12月24日	石神井公園	東京都
	史跡	深大寺城跡	平成19年7月26日	神代植物公園	東京都
	名勝	殿ヶ谷戸庭園(随宜園)	平成23年9月21日	殿ヶ谷戸庭園	東京都
都指定文化財	名勝	清澄庭園	昭和54年3月31日	清澄庭園	東京都
	史跡	徳富蘆花旧宅	昭和61年3月10日	蘆花恒春園	東京都
	史跡	茂呂遺跡	昭和44年3月27日	城北中央公園	東京都
	史跡	芝丸山古墳	昭和54年3月31日	芝公園	東京都、増上寺
	史跡	大宮遺跡	昭和54年3月31日	和田掘公園	東京都
	史跡	井の頭池遺跡群	昭和54年3月31日	井の頭恩賜公園	国、東京都、大盛寺
	史跡	小花作助墓	平成2年3月22日	谷中霊園	個人
	史跡	天王寺五重塔跡	昭和54年3月31日	谷中霊園	東京都
	史跡	石神井城跡	平成23年6月9日	石神井公園	東京都
	旧跡	大久保利通墓	昭和15年2月	青山霊園	個人
	旧跡	菊池容斎墓	昭和18年12月	谷中霊園	個人
	旧跡	大原重徳墓	昭和15年2月	谷中霊園	個人
	旧跡	ラファエル・ケーベルの墓	昭和29年11月3日	雑司ヶ谷霊園	個人
	旧跡	徳丸ヶ原	大正9年3月	赤塚公園	
	旧跡	井の頭池(神田上水水源地)	大正14年5月	井の頭恩賜公園	東京都
	旧跡	練馬城跡	大正15年4月	練馬城址公園	東京都、民有地
	有形文化財	木造四方四面仏坐像(旧寛永寺五重塔安置)	昭和39年11月21日	東京国立博物館(寄託中)	東京都
	有形文化財	旧日比谷公園事務所(東京都公園資料館)	平成2年3月22日	日比谷公園	東京都
	有形文化財	市政会館及び日比谷公会堂	令和5年3月16日	日比谷公園	東京都
	天然記念物	水元のオニバス	昭和59年3月22日	水元公園	東京都

※文化財名称は、都市公園名と一致しない場合がある。

第6 霊 園 事 業

公園緑地部公園課

1 概 要

東京都は、昭和18年、都制施行にあたり東京市の霊園事業を引き継ぎ現在に至っている。

都立霊園は、現在8か所(青山、谷中、雑司ヶ谷、染井、八柱、八王子、多磨、小平)あり、総面積約416万㎡、使用者は約30万4千人で、約144

万体が埋葬されている。

区部の青山、谷中、雑司ヶ谷、染井の4霊園は、いずれも明治7年開設という長い歴史を有している。区部霊園では、「霊園」と「公園」が共存した空間として活用できるよう、平成16年度から再整備の取組を行っている。

東京都が経営する霊園及び葬儀所の現況は、第4・7表のとおりである。

2 霊園

(1) 墓所供給の流れ

東京都の霊園は、使用者を公募により募集している。昭和62年度に八王子霊園の新規貸付を終了して以降は、八柱、八王子、多磨、小平の郊外4霊園において返還墓所の再貸付を行っている。都民の墓所需要は高く、また、墓所に関する意識も多様化しており、返還や無縁墓所の整理にとどまらず、新形式墓地の整備や施設変更制度の導入等により、安定的な墓所供給に取り組んでいる。また、青山、谷中、雑司ヶ谷、染井の区部4霊園においては、平成14年度の東京都公園審議会答申を受け、霊園再生を進めている。

(2) 課題解決への取組

東京都では、都市への人口集中、核家族化、老年人口の増加等による墓地需要の逼迫に対処するため、昭和61年6月、知事の諮問機関として「東京都霊園問題調査会」が設置された。この調査会は、①墓地行政と公営墓地の制度・経営のあり方、②今後の墓地計画のあり方等について検討し、昭和63年3月に答申を得た。この答申を受けて、昭和63年8月、建設局長の諮問機関として「東京都新霊園等構想委員会」を設置した。この委員会に

おいては、①整備計画基本方針、②新形式墓地・納骨堂、③既存霊園の活用等について検討し、平成2年4月に答申を得た。この答申を受けて供給したのが、壁型埋蔵施設及び長期収蔵施設である。

さらに、霊園行政を取り巻く新たな課題を解決するため、平成6年3月、知事の諮問機関として「東京都霊園管理問題等検討委員会」が設置された。この委員会においては、①都立霊園の役割、②都立霊園、葬儀所等の適正な使用料及び管理料、③既存霊園の整備及び活用などについて検討し、平成9年3月に答申を得た。

この答申を受け、単身者や子どものいない夫婦でも将来不安なく利用でき、生前にも申し込むことができる新しい形式の合葬埋蔵施設を八柱、多磨、小平の3霊園に整備した。

第4・7表 都立霊園・葬儀所の現況

(令和6年4月1日現在)

区分	開設	総面積	使用者数	区分	開設	面積	保管可能数		
霊園	青山	明7年	263,564㎡	14,918人	多磨霊園みたま堂 長期収蔵施設	平5年	3,518㎡	21,840体	
	谷中	明7年	102,537㎡	7,526人					
	雑司ヶ谷	明7年	106,110㎡	12,661人	雑司ヶ谷崇祖堂 短期収蔵施設	昭13年	1,958㎡	15,644体	
	染井	明7年	67,911㎡	4,172人	一時収蔵施設	雑司ヶ谷崇祖堂	昭13年	229㎡	2,880体
	八柱	昭10年	1,044,534㎡	86,691人		八柱霊園納骨堂	昭12年	187㎡	2,843体
	八王子	昭46年	644,305㎡	33,379人		多磨霊園 みたま堂	平5年	596㎡	7,500体
		多磨	大12年	1,280,237㎡	80,232人 〔うち、みたま堂 5,072人〕				
	小平	昭23年	653,545㎡	64,200人	葬儀所	区分	開設	敷地面積	建物面積
計			4,162,743㎡	303,779人	青山	令和3年4月から休止中			
					瑞江	昭13年	37,572㎡	4,325㎡	

(3) 区部霊園再生の動き

区部4霊園については、将来の公園化を目指し、青山、谷中霊園は昭和35年8月以降、雑司ヶ谷、染井霊園は昭和37年6月以降、空き墓所の再貸付を停止してきた。返還や無縁墓所の整理によって約15,000㎡の空き墓所が確保できたが、全面公園化は極めて長期間を要する事業であり、平成14年5月東京都公園審議会に「区部霊園の管理について」諮問をし、平成14年12月に答申を受けた。

答申では、区部霊園を130年の歴史に育まれた自然資源、歴史的な人文資源、都民共有の財産ととらえ、都はこれらを活用し、広く都民が利用できるような「霊園」と「公園」が共存する空間として再生すべきと提言された。さらにリーディングプロジェクトとして青山霊園を取り上げ、将来像を実現するための方策として、墓所移転や返還促進、財源確保のための墓所貸付などが提案された。これを受け、平成15年度から青山霊園の再貸付を

開始するとともに、平成16年度から本格的に再生事業に着手し、墓所の移転、立体埋蔵施設や広場等の整備を進めている。

立体埋蔵施設は、一般墓所の対面墓参の利点と合葬埋蔵施設の利点を併せ持った新しい形式の墓所で、再生事業に伴う墓所移転先として使用するほか、新規貸付も行った。

また、平成17年5月には、東京都公園審議会から「谷中霊園再生のあり方について」答申を受け、平成19年度に再貸付を開始し、平成20年度から再生事業に着手した。

染井霊園においては、平成24年5月に、東京都公園審議会から「染井霊園再生のあり方について」答申を受け「さくらを育み、江戸からの歴史を未来に繋ぐ空間」を再生のテーマとし、平成29年度から再生事業を開始し、令和元年度より一般埋蔵施設の再貸付を開始し、令和3年度より立体埋蔵施設の新規貸付を開始した。

雑司ヶ谷霊園においては、令和3年3月に、東京都公園審議会から「雑司ヶ谷霊園再生のあり方について」答申を受け「地域と連携し土地の歴史や豊かな緑を未来に継承する」を再生のテーマとし、令和4年度から再生事業を開始し、令和5年度から再貸付を開始した。

(4) 新たな墓所供給と管理の推進

都は、東京都公園審議会の答申を受けて様々な施策を推進してきたが、都民の墓所需要は依然として高く、墓所のあり方への要望が多様化するな

ど霊園行政をめぐる環境は更に変化してきている。そこで、都民の墓地に対する多様な需要に応えるべく、平成19年3月、「都立霊園における新たな墓地の供給と管理について」東京都公園審議会に諮問を行った。

平成20年2月の答申では、墓所の供給については、都民の墓所需要に応えるため、当面、集合墓地の供給を中心に取り組んでいくことや、死後は安らかに自然に還りたいという思いに応えられる新たな墓所である樹林墓地や樹木墓地の供給、統一した景観や植栽にも配慮した小区画墓地の供給などが提言された。また、墓所の管理については、無縁墓所の整理をより一層促進するとともに、合葬式墓地において、柔軟な募集枠の設定を行うことなどが提言された。

これを受け、無縁墓所の整理や自主返還により生じた空き区画を再貸付することにより、一般墓所の貸付数を増加させている。また、小平霊園において、平成24年度から令和2年度に樹林型合葬埋蔵施設の貸付を行い、平成26年度から令和4年度に樹木型合葬埋蔵施設の貸付を行った。さらに、平成26年度から平成30年度に小区画墓地として小型芝生理蔵施設の貸付を行った。多磨霊園においては、令和3年度から樹林型合葬埋蔵施設の新規募集を開始した。

霊園の使用状況及び公募状況は、**第4・8表**、**第4・9表**(P.125)、**第4・10表**(P.125)のとおりである。

第4・8表 都立霊園の使用状況（短期収蔵施設・一時収蔵施設を除く）

(各年度4月1日現在)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
使用者数（人）		272,739	275,904	277,819	281,149	283,956	285,632	287,445	297,085	300,821	303,779
使用可能埋蔵施設面積（㎡）		1,785,435	1,784,446	1,784,196	1,784,089	1,783,827	1,783,498	1,778,076	1,777,206	1,775,757	1,774,297
埋葬者数（体）		1,284,876	1,299,908	1,315,145	1,345,496	1,346,896	1,362,484	1,376,328	1,403,935	1,420,843	1,437,270

※ 使用可能埋蔵施設面積は、長期収蔵施設・合葬式墓地・立体式墓地を含まない

第4・9表 霊園使用者の募集受付状況

(合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設・樹木型合葬埋蔵施設を除く)

(単位：箇所、件)

区分	一般埋蔵施設											
	青山霊園			谷中霊園			雑司ヶ谷霊園			染井霊園		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
R元	50	720	14.4	60	605	10.1	—	—	—	30	230	7.7
R2	54	701	13.0	67	551	8.2	—	—	—	36	286	7.9
R3	56	746	13.3	67	515	7.7	—	—	—	44	303	6.9
R4	55	719	13.1	66	459	7.0	—	—	—	80	364	4.6
R5	60	748	12.5	70	423	6.0	60	264	4.4	82	296	3.6

区分	一般埋蔵施設									立体埋蔵施設			長期収蔵施設		
	八柱霊園			多磨霊園			小平霊園			染井霊園			多磨霊園・みたま堂		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
R元	335	1,153	3.4	402	622	1.5	80	492	6.2	—	—	—	35	1,052	30.1
R2	333	969	2.9	374	555	1.5	85	463	5.4	—	—	—	40	1,009	25.2
R3	315	790	2.5	321	497	1.5	100	466	4.7	30	215	7.2	51	875	17.2
R4	319	711	2.2	286	489	1.7	93	449	4.8	40	256	6.4	62	905	14.6
R5	325	623	1.9	300	512	1.7	100	462	4.6	25	301	12.0	—	—	—

区分	芝生理蔵施設								
	八柱霊園			八王子霊園			小平霊園		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
R元	20	209	10.5	90	311	3.5	30	112	3.7
R2	24	203	8.5	95	295	3.1	17	95	5.6
R3	30	201	6.7	95	270	2.8	25	89	3.6
R4	33	213	6.5	110	275	2.5	15	86	5.7
R5	30	216	7.2	95	269	2.8	10	65	6.5

第4・10表 合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設・樹木型合葬埋蔵施設使用者の募集受付状況

(単位：体数)

区分	合葬埋蔵施設									樹林型合葬埋蔵施設						樹木型合葬埋蔵施設		
	八柱霊園			多磨霊園			小平霊園			多磨霊園			小平霊園			小平霊園		
年度	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率	募集数	受付数	倍率
R元	2,000	1,689	0.8	—	—	—	800	7,861	9.8	—	—	—	719	11,302	15.7	400	478	1.2
R2	2,000	1,376	0.7	—	—	—	800	8,012	10.0	—	—	—	719	10,337	14.4	400	449	1.1
R3	2,000	1,273	0.6	—	—	—	800	10,405	13.0	2,220	6,513	2.9	—	—	—	300	458	1.5
R4	2,000	1,270	0.6	—	—	—	800	10,826	13.5	2,220	6,380	2.9	—	—	—	300	512	1.7
R5	1,440	1,562	1.1	640	4,250	6.6	210	8,320	39.6	2,290	6,245	2.7	—	—	—	—	—	—

3 納骨堂

都立の納骨堂には、雑司ヶ谷霊園崇祖堂、八柱霊園納骨堂、多磨霊園みたま堂がある。

墓所や納骨堂を探している方のための一時収蔵施設（使用期間1年、更新可）は、この3か所のいずれの納骨堂にも設置しており、26～47%程度の利用状況である。

また、雑司ヶ谷霊園崇祖堂には、昭和13年建設の短期収蔵施設がある。この施設では、遺骨を5年間預かり、更新することもでき、約96%の利用状況である。

多磨霊園みたま堂は、墓所として長期間使用するための長期収蔵施設（2・4・6体用、使用期間30年、更新可）であり、約91%の利用状況である。また、一時収蔵施設も併設されている。この施設は、墓地の立体化、集約化を図るために建設され、平成5年度から供給を開始した。

（文中の利用状況は令和6年4月1日現在）

4 葬儀所

都立の葬儀所は、青山葬儀所と、火葬施設としての瑞江葬儀所の2か所がある。

青山葬儀所は、格式ある大規模斎場として都民に親しまれ、主として会葬者が多い葬儀等に利用されていた。昭和49年の建設から45年以上が経過し、施設の老朽化が顕著であることから、令和3年4月1日から施設の使用を休止しており、令和6年度から新たな施設の整備工事に着手している。

瑞江葬儀所は、昭和13年、東京市における唯一の公営火葬場として開設して以来、清潔な施設と低廉な料金で、都民の利用に応じてきた。令和5年度の火葬件数は、約7,400件であった。

現在の施設は、昭和48年に改築工事を行い、昭和49年に工事竣工、昭和50年2月より操業を開始した。その際、燃料を重油から都市ガスに切り替えたほか、周辺地域が宅地化したことから、公害を防止し環境に配慮した施設とした。また、昭和57年度から順次火葬炉を更新し、昭和61年度に全て完了した。加えて、近年は、平成11年にお別れホール、平成15年に控室を改修するなど、施設の維持更新に努めている。火葬炉設備の老朽化等に伴い、新たな施設の整備工事に令和4年度から着手している。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に

おける震災犠牲者や新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の火葬を受け入れた。



多磨霊園みたま堂



青山葬儀所（令和3年4月から休止中）



瑞江葬儀所

第7 道路緑化・街路樹の充実

公園緑地部計画課

1 概要

道路の緑には、人にうるおいや安らぎを与えるほか、都市環境の改善、美しい都市景観の創出、生態系の保全、安全で円滑な交通への寄与など様々な役割がある。

これらの道路の緑の役割が最大限に発揮できるよう、都民との協働や国・区市町村との連携を図りながら、道路緑化の推進に努めていく。

2 グリーンロード・ネットワークの形成・充実

平成19年6月、「緑の東京10年プロジェクト基本方針」が公表された。本方針では、緑あふれる東京の再生を目指し、新設道路での植栽に加え、

既存道路での街路樹間への植栽等による「街路樹の充実」事業により平成27年度末までに街路樹を約48万本（平成17年度末）から倍の100万本に増やし、緑の拠点などをつなぐ「グリーンロード・ネットワーク」の形成を掲げた。また、平成23年12月の「2020年の東京」に基づき、「グリーンロード・ネットワークの充実」に向け、新たな植栽を行うとともに、植栽された街路樹や既存の緑を含め管理・育成の充実を図り、緑豊かな街路樹を実感できる「魅せる街路樹」づくりを行ってきた（第4・8図）。これらの取組により、平成27年度末に、都内街路樹100万本を達成した。今後とも、美しい景観を形成する緑の質を維持・向上させるため、街路樹・植樹帯の再生、きめ細やかな維持管理を継続して行っていく。

第4・8図 街路樹の充実 実施箇所図



外堀通り（赤坂見附）
中木：トキワマンサク

立川昭島線
中木：ホウキモモ

外堀通り（四谷）
中木：トキワマンサク

3 街路樹の緑陰確保に向けた取組

東京2020大会期間中、観覧者や競技者を夏の暑さから守る取組が求められた。そこで、大会競技場周辺を中心に、夏の暑い日差しを遮る木陰を確保するため、樹冠を大きく仕立てる街路樹の計画的な緑陰の拡大と、植樹帯の再整備等に向けた取組を進めてきた。緑陰拡大に向けては、街路樹の現況や、歩車道幅員、周辺の土地利用状況など、各路線の環境特性を把握し、拡大が必要な箇所の抽出を行った。その上で、抽出した箇所の樹種ごとに維持管理計画書の作成を行い、本計画書に則った計画的な剪定を進めた。併せて平成30年度からは剪定水準の確保・向上に向け、入札参加者の技術力も評価した上で落札者を決定する契約方法を試行導入した。大会以降も、「『未来の東京』戦略」への緑陰確保に向けた計画的な剪定の位置付けのもと、大会関連路線以外の路線も含めて計画的な剪定による緑陰の拡大に取り組んでいる。

4 街路樹の防災機能強化

道路の樹木の安全性を高めるため、計画的に街路樹大径木の再生を行っている。近年の震災や台風等による経験を踏まえ、街路樹の倒木等により、災害時に緊急車両や物資輸送車両の通行を妨げることの無いよう、平成24年度から防災上重要な都道38路線において、幹回り90cm以上に大径木化した街路樹を対象として、集中的に樹勢回復や更新を行い令和2年度に完了した。

引き続き、「『未来の東京』戦略」に位置付けられた事業として、台風等の強風の影響による倒木事例の多い路線を対象に街路樹防災診断を実施し、更新等を行っていく。



根株の腐朽による倒木の状況
(H23年 新宿副都心5号線 ケヤキ)

5 道路緑化の現況

東京の街路樹は、明治6年、銀座に近代的街路

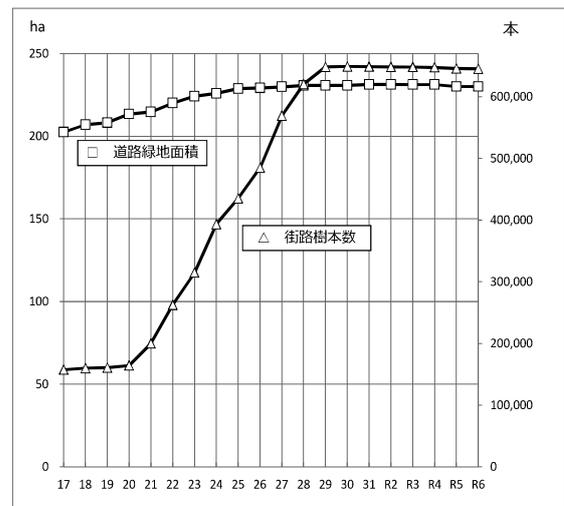
樹が誕生して以来150年余の歴史がある。

令和6年4月現在、東京都内には街路樹約100万本、歩道植樹帯や中央分離帯など道路に付属した緑地約480万㎡がある。

このうち東京都は、街路樹の約65%にあたる約65万本、道路緑地では約48%にあたる約230万㎡の維持管理を行っている。(第4・9図)

(資料第4-(4)、P.240)

第4・9図 都道街路樹の管理規模の推移



6 街路樹の維持管理

植栽されている街路樹等のみどりの役割を最大限発揮するため、限られた空間で生育している街路樹等は、歩道条件や沿道土地利用を考慮しつつ、植物の生育サイクルに合わせ、適切な時期に継続的な剪定や刈込などの維持管理を行う必要がある。

そのため、道路内の緑地については年間を通じた切れ目のない維持管理作業（刈込、除草、清掃など）を実施している。街路樹については、道路条件を考慮した剪定を目指し、限られた空間で最大限の効果を発揮できるよう、剪定を行っている。

また、街路樹の健康を定期的に診断する「街路樹診断」を計画的に実施し、突然の倒木などを未然に防ぐように努めている。診断は平成10年度に作成した街路樹診断マニュアルに基づいて実施してきたが、最新の診断手法に対応するため、適時、改訂しており、直近では令和3年度に改訂を実施した。

第8 都市緑化

公園緑地部計画課

1 概要

都市緑化は、都市に安らぎと潤いを与え、ヒートアイランド現象の緩和や温暖化対策など、快適な都市環境を創るうえで重要である。都民やNPO、企業などの協力が不可欠であり、連携しながら緑化の推進に努めていく。

2 苗木の育成

明治以来の歴史を持つ都苗圃は、これまで道路・公園緑化のための苗木を大量に供給してきた。現在は、公共用緑化樹木市場の成熟や新規整備における使用数量の減少等を踏まえ、貴重種、希少種、特殊樹木、大径木、東京産苗木等市場性の低い植物材料の育成栽培を中心とした運営を水元公園・武蔵野公園・小宮公園の苗圃で行っている。また、建設局で実施している無電柱化工事などにより、支障となる街路樹について、一時的な預かりも行っている。

3 都民との協働

令和6年3月現在、都立の公園、庭園、動物園、霊園では、清掃、花壇づくり、自然環境の保全、普及啓発活動、解説ガイド、イベント活動など76箇所、222団体、7,800人が活動をしている。

都民が、公園の維持管理等に参加することにより、公園への愛着が増すとともに、NPO等の持つ専門性や地域性などを活かすことにより、多様な都民ニーズに対し効果的に対応することが可能となる。今後も引き続き都民との協働を推進していく。

4 東京都都市緑化基金

緑豊かで潤いのある街づくりを進めるためには、公共施設の緑化を推進するとともに、市街地の半分以上の面積を占める民有地の緑化を積極的に進める必要がある。

このため、昭和60年7月、東京都からの出捐金と企業などからの寄付により、（公財）東京都公園協会内に、都市緑化の推進を目的とする「東京都都市緑化基金」が設立され、同協会により運営されている。

基金は、広く都民や民間企業等からの募金活動や都からの出資金を原資とし、（令和6年3月末

現在）基金積立額29億2,107万円に達し、その運用で得られた利子などの利金を活用し、民間の緑化事業への助成や都市緑化推進団体への活動支援などが行われ、東京の緑を増やす「緑化助成事業」を実施している。

第9 緑 の 保 全

公園緑地部公園課

1 風 致 地 区

風致地区とは、都市の自然的景観を維持することを目的として、都市計画法に基づき指定される地域地区である。東京都が指定する風致地区は11特別区9市の地域にわたり27か所3,569.82haで、その内訳は第一種風致地区7か所684.44ha、第二種風致地区25か所2,885.38haとなっている。（第4・11表）

風致地区内においては、東京都及び各区市の風致地区条例により、建築物の新・改・増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等の行為を対象として規制を行っている。

なお、平成12年4月1日に施行された特別区に

おける東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、一定規模を超える建築物新築等の大規模な行為に関するものを除き、許可事務等を特別区が処理することとなった。（根拠法規：都市計画法、東京都風致地区条例、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例）

また、第二次一括法整備等政令により、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令が平成24年4月1日に改正され、平成26年4月1日に、2以上の区市にまたがる風致地区については、行為の制限に係る許可権限、2以上の区市にまたがらない風致地区については、行為の規制に係る条例の制定権限及び行為の制限に係る許可権限を区市へ移譲した。

第4・11表 東京都風致地区一覧表

(令和6年4月1日現在)

名 称	指定面積 合 計	指 定 年月日	第一種 風致地区	第二種 風致地区	住 所	内 容
	ha		ha	ha		
明治神宮内外苑付近	274.00	大15. 9. 14	69.80	204.20	新宿区、渋谷区、港区	神宮参道
洗 足 池	26.40	昭 5. 10. 27		26.40	大田区	洗足池、桜山
善 福 寺	29.20	〃		29.20	杉並区	善福寺池、井草八幡
石 神 井	96.70	〃		96.70	練馬区	石神井公園、三宝寺池
江 戸 川	323.30	〃		323.30	葛飾区	水元緑地、山王台公園
多 摩 川	1,182.60	昭 8. 1. 24	9.50	1,173.10	大田区、世田谷区	公園、浄水場、六郷用水
和 田 堀	151.30	〃		151.30	杉並区	公園、大宮八幡
大 芝 泉	359.60	〃		359.60	練馬区	八坂神社、稲荷山
弁 芝 橋	47.70	昭26.12.17		47.70	港区	公園、愛宕山、東照宮
市 慶 ケ 谷	31.00	〃		31.00	千代田区、港区、新宿区	外濠、清水谷公園
お 茶 の 水	27.00	〃		27.00	千代田区、新宿区	外濠公園
上 野	12.20	〃		12.20	千代田区、文京区	外濠公園、湯島聖堂
関 口 台	102.00	〃		102.00	台東区	公園、東照宮、寛永寺
多 摩 陵	11.00	昭46.12. 1		11.00	文京区	新江戸川公園、椿山荘
五 日 市 道	36.10	昭 5. 4. 10		36.10	八王子市	多摩陵参道、古戦場
廻 田	11.98	昭36.10. 5		11.98	立川市	武蔵野の野趣
霞 丘 陵	47.00	〃	15.00	32.00	東大和市	〃
小 山 田	383.14	〃	383.14		青梅市	丘陵、国宝塩舟観音
七 国 山	60.00	〃	60.00		町田市	〃、武蔵野の野趣
玉 川 上 水	125.00	〃	112.00	13.00	町田市	〃、〃
玉 川 上 水	11.65	〃		11.65	立川市	武蔵野の野趣
玉 川 上 水	16.50	昭37. 7. 26		16.50	小金井市、小平市	〃
北 京 山	46.60	〃		46.60	小平市	〃
東 京 道	56.00	〃	35.00	21.00	東村山市	〃、丘陵
青 梅 街 道	30.00	〃		30.00	小平市、東久留米市	〃
鈴 木 道	52.15	〃		52.15	小平市	〃
計 27か所	19.70	〃		19.70	小平市	〃
	3,569.82		684.44	2,885.38		

第10 その他

1 指定管理者制度

公園緑地部管理課

地方自治法改正（平成15年6月改正、同年9月施行）により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設された。都立公園においても、本制度の導入により、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すこととなった。

平成16年3月、都立公園条例を改正し、同年7月新規開園の都立小山内裏公園に初めて同制度を適用し、民間事業者である日比谷アメニスグループを指定管理者に指定した。

加えて、平成18年4月には、公園、庭園、動物園、霊園、葬儀所等の83施設にも同制度を導入した。導入に当たり、都立公園については、スケールメリットを確保しつつ、施設の特性、地理的条件を考慮してグループ化を行った。

平成20年4月は4公園、平成21年4月は3公園に新たに同制度を導入した。

さらに、平成22年4月には新たに神代植物公園に、同年7月には新規開園の東京臨海広域防災公園に、平成23年4月には新規開園の大戸緑地に、平成25年4月には新規開園の東伏見公園に、平成28年4月には新規開園の中藤公園に、令和2年6月には新規開園の高井戸公園に、令和5年5月には新規開園の練馬城址公園に同制度を導入した。

なお、工事等のため日比谷公会堂については平成28年度以降、青山葬儀所については令和3年度以降、指定管理者管理から外している。

令和6年8月現在、指定管理者制度を導入している施設は96施設であり、各施設の指定管理者は、**第4・12表**のとおりである。

指定管理者の管理運営については、第三者の視点を含めた評価を実施し、結果を公表している。

第4・12表 公園等指定管理者一覧

施設	指定管理者	指定期間	選定方法
都市部の公園・東部グループ(7公園)	アメニス東部地区グループ	R5. 4. 1～R10. 3. 31	公募
都市部の公園・南部グループ(6公園)	(公財) 東京都公園協会	R5. 4. 1～R10. 3. 31	公募
都市部の公園・北部グループ(8公園)	(公財) 東京都公園協会	R5. 4. 1～R10. 3. 31	公募
	※練馬城址公園のみR5. 5. 1から		
武蔵野の公園グループ(7公園)	武蔵野の公園パートナーズ	R5. 4. 1～R10. 3. 31	公募
多摩部の公園グループ(4公園)	多摩部の公園パートナーズ	R5. 4. 1～R10. 3. 31	公募
狭山丘陵グループ(6公園)	狭山丘陵パートナーズ	R5. 4. 1～R10. 3. 31	公募
多摩丘陵グループ(5公園)	(公財) 東京都公園協会	R5. 4. 1～R10. 3. 31	公募
大神山公園	(公財) 東京都公園協会	R5. 4. 1～R10. 3. 31	公募
夢の島公園・夢の島熱帯植物館	アメニス夢の島グループ	R5. 4. 1～R10. 3. 31	公募
防災公園グループ(21公園)	(公財) 東京都公園協会	H28. 4. 1～R8. 3. 31	特命
文化財庭園グループ(9庭園)	(公財) 東京都公園協会	H28. 4. 1～R8. 3. 31	特命
神代植物公園	(公財) 東京都公園協会	H28. 4. 1～R8. 3. 31	特命
潮風公園・台場公園	東京臨海副都心グループ	H28. 4. 1～R8. 3. 31	特命
横網町公園	(公財) 東京都慰霊協会	R3. 4. 1～R8. 3. 31	特命
東京臨海広域防災公園	(公財) 東京都公園協会	R6. 2. 1～R10. 1. 31	特命
明治公園	Tokyo Legacy Parks(株)	R5. 10. 31～R15. 2. 28	特命
都立動物園(3動物園、1水族園)	(公財) 東京都動物園協会	H28. 4. 1～R8. 3. 31	特命
	※葛西臨海水族園のみR5. 4. 1から		
東京都霊園(8霊園)	(公財) 東京都公園協会	H28. 4. 1～R8. 3. 31	特命
瑞江葬儀所	(公財) 東京都公園協会	R6. 4. 1～R7. 4. 30	特命
日比谷公園大音楽堂	東京南部パークスグループ	R5. 4. 1～R6. 9. 30	特命

2 思い出ベンチ

公園緑地部公園建設課

思い出ベンチ事業は、公園施設の充実を図るとともに、公園に親しみを感じていただくため、寄付者のメッセージが入ったベンチを寄付受領する事業である。事業実施の目的は、①新しい公園管理制度の導入、②民間活力の導入、③公園ファンの拡大を図ることである。受領したベンチの設置工事に関しては都が実施している。

平成15年度に日比谷公園と井の頭恩賜公園で募集を開始し、その後、平成17年度からは、対象公園を広げ募集している。現在は、都立公園では芝公園・駒沢オリンピック公園・光が丘公園・水元公園・舎人公園・野川公園・小山内裏公園・桜ヶ丘公園・府中の森公園・東伏見公園などで、都立霊園では八柱霊園・多磨霊園・八王子霊園で募集している。

平成15年度から令和5年度までの間で、44公園7霊園3動物園、合計1,219基の寄付を受けている。

3 都立公園内におけるホームレス対策

公園緑地部公園課

都立公園では、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、ホームレスに対する生活支援・就労支援などの福祉施策と連携しながらホームレス対策に取り組んでいる。

特に、平成16年度から19年度にかけて、戸山公園など8公園で実施した「ホームレス地域生活移行支援事業」を通じ、ホームレスの自立を促した結果、都立公園全体のテント数は924（平成16年5月現在）から184（平成20年1月現在）まで大幅に減少した。

その後も、引き続き福祉施策と連携しつつ、巡回監視や退去指導の強化を図るなど、対策に取り組んでいる。なお、現在のテント数は19（令和6年1月現在）となっている。

令和6年度は引き続き、指定管理者に対する指導育成を通じた管理レベルの一層の向上を目指すとともに、区等と連携し、福祉施策を活用しながらホームレスの自立を促し、公園本来の機能を確保していく。

4 都立公園における屋台営業対策

公園緑地部公園課

都立公園ではかつて、屋台営業者が公園の一角に恒常的な出店を行い、公園利用が著しく阻害されるなど、様々な問題が発生していた。

屋台営業の適正化を図るため、平成17年度からは、上野恩賜公園等において、公園管理者、保健所及び警察の共同による指導を実施した。

平成21年度からは、大規模イベントや桜花期等に合わせて取組を強化し、平成24年度を最後に、無許可での出店はなくなった。

また、代々木公園及び明治公園においては、平成19年3月から一定条件の下で屋台営業を認めることとしたが、明治公園では平成26年9月、代々木公園では平成31年2月に営業を終了し、屋台営業を目的とした特例的な占用許可は終了した。

引き続き、巡回等を通じて、無許可による屋台営業の防止に取り組んでいく。